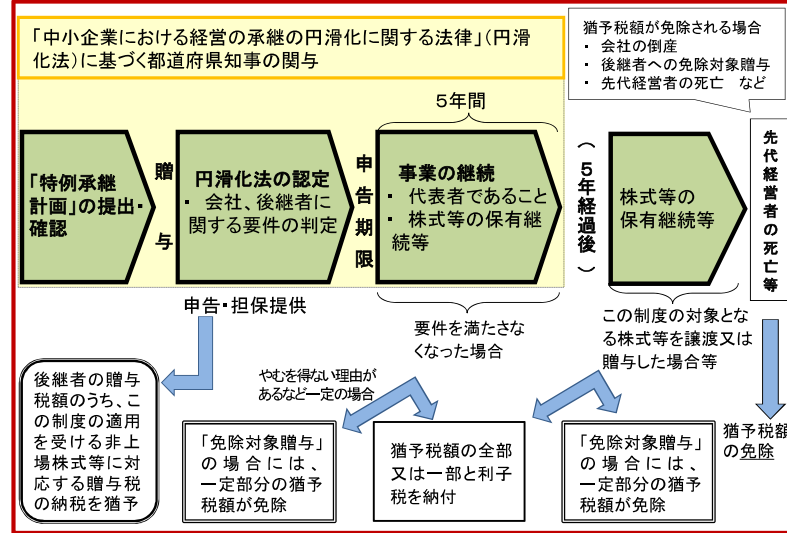


# ① 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除



「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。なお、この制度の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限りです。

「特例承継計画」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第16条第1号の計画のことをいい、「特例承継計画の確認」とは、円滑化省令第17条第1項第1号の都道府県知事の確認をいいます。

一般措置については、特例承継計画の策定等は不要です。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第1項第11号又は第13号（一般措置については、7号又は9号）の事由に限り）をいいます。

※ 贈与後でも、円滑化法の認定申請時までは特例承継計画を提出することが可能です。

※ 「円滑化法の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

会社が策定する「特例承継計画」の具体的内容や「円滑化法の認定」を受けるための具体的な要件・手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課（12ページ参照）にお尋ねください。

「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総資産の総額の70%以上の会社（資産保有型会社）やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社（資産運用型会社）をいいます。

特例承継計画の策定・提出・確認  
(特例措置)

会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、**令和5年3月31日までに都道府県知事に提出**※し、その確認を受けてください。

贈与  
※ 贈与の時期についての要件は、11ページを参照

この制度の適用を受けるためには、先代経営者等である贈与者から、**全部又は一定数以上の非上場株式等の贈与を受ける必要があります**（3ページ参照）。

贈与税の申告期限までの間  
都道府県知事の円滑化法の認定  
申告書の作成・提出

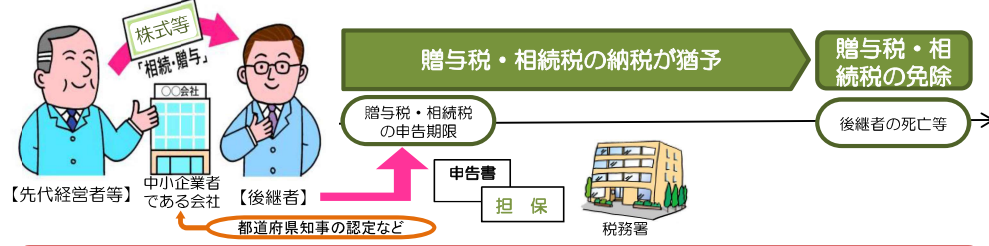
会社の要件、後継者(受贈者)の要件、先代経営者等(贈与者)の要件を満たしていることについての**都道府県知事の「円滑化法の認定」**を受けてください※。

**贈与税の申告期限までに**、この制度の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を**税務署へ提出**するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。

- ◆ この制度の適用を受けるための要件
- 1 会社の主な要件  
次の会社のいずれにも該当しないこと
    - (1) 上場会社
    - (2) 中小企業者に該当しない会社
    - (3) 風俗営業会社
    - (4) 資産管理会社（一定の要件を満たすものを除きます。）

## 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(法人版事業承継税制)のあらまし

○ 法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



○ この法人版事業承継税制には、「一般措置」と「特例措置」の2つの制度があり、**特例措置**については、**事前の計画策定等や適用期限**が設けられていますが、**納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や納税猶予割合の引上げ（80%から100%）**がされているなどの違いがあります。

(参考) 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	<b>5年以内の特例承継計画の提出</b> 〔平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで〕	不要
適用期限	<b>10年以内の贈与・相続等</b> 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	<b>全株式</b>	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	<b>100%</b>	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から <b>最大3人</b> の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化（4ページ、8ページ）	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり（9ページ）	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から <b>20歳以上の者</b> への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与

○ **贈与税**については**2ページ**、**相続税**については**6ページ**をご確認ください。  
※ **特例措置の適用を前提**として記載しつつ、一般措置と特例措置とで異なる部分については、別途その内容を記載。

○ 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「事業承継税制特集」に掲載しております。  
○ 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

贈与税の申告期限  
までの間

- 2 後継者である受贈者の主な要件  
贈与の時に、
- (1) 会社の代表権を有していること
  - (2) 20歳以上\*であること
  - (3) 役員の就任から3年以上を経過していること
  - (4) 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有することとなること
  - (5) 後継者の有する議決権数が、次のイ又はロに該当すること（特例措置）
- イ 後継者が1人の場合  
後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）  
の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
- ロ 後継者が2人又は3人の場合  
総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、  
後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）  
の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
- 3 先代経営者等である贈与者の主な要件\*
- (1) 会社の代表権を有していたこと
  - (2) 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、  
後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
  - (3) 贈与時において、会社の代表権を有していないこと
- 4 担保提供\*  
納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を  
税務署に提供する必要があります。

<非上場株式等の取得株数要件（特例措置）>

後継者は、次の1又は2の区分に応じた一定数以上の非上場株式等を取得する必要があります。

- 1 後継者が1人の場合  
次の①又は②の区分に応じた株数
- (1)  $a \geq b \times \frac{2}{3} - c$  の場合・・・「 $b \times \frac{2}{3} - c$ 」  
以上の株数
  - (2)  $a < b \times \frac{2}{3} - c$  の場合・・・「a」の全ての株数
- 2 後継者が2人又は3人の場合  
次の全てを満たす株数
- (1)  $d \geq b \times \frac{1}{10}$
  - (2)  $d >$  贈与後における先代経営者等の有する会社の非上場株式等の数

- a：贈与の直前において先代経営者等が有していた会社の非上場株式等の数  
b：贈与の直前の会社の発行済株式等\*の総数  
c：後継者が贈与の直前において有していた会社の非上場株式等の数  
d：贈与後における後継者の有する会社の非上場株式等の数

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、  
受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要が  
あります。

\* 令和4年4月1日以降の贈与については「18歳以上」となります。  
「議決権数」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

一般措置については、「後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること」が要件となります。

同一の会社の非上場株式等については、特例措置と一般措置のいずれかの適用となります。

\* 贈与の直前において、既に法人版事業承継税制の適用を受けている者がいる場合等には、①、②の要件は不要となります。

\* この制度の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

一般措置については、後継者が一人の場合と同様の株数の非上場株式等を取得する必要があります。  
なお、対象となる非上場株式等の数は、左記①(1)の場合は「 $b \times \frac{2}{3} - c$ 」の数、左記①(2)の場合は「a」の数、それぞれ限度となります。

\* 「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、ます。

贈与税の申告期限

（3ページからの続き）

納税猶予期間中

非上場株式等の  
継続保有等

申告後も引き続きこの制度の適用を受けた非上場株式等を  
保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、この制度の適用を受けた非上場株式等を譲渡する  
など一定の場合（確定事由）には、納税が猶予されている  
贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要  
があります（「免除対象贈与」に該当する場合には、一部分  
の納税猶予税額が免除されます。）。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合

- (1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている  
贈与税の全額と利子税を併せて納付します。  
この場合、この制度の適用は終了します。
- (2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている  
贈与税のうち、譲渡等した部分に対応する贈与税と利子税を  
併せて納付します。  
① 譲渡等した部分に対応しない贈与税については、引き続き  
納税が猶予されます。

納税猶予税額を納付する 必要がある主な場合	（特例）経営 贈与承継期間 内	（特例）経営 贈与承継期間 の経過後
この制度の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等（「免除対象贈与」を除きます。）した場合	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A（※1）	C（※2）
会社が資産管理会社に該当した場合（一定の要件を満たす会社を除きます。）	A	A
一定の基準日（※4）における雇用の平均が、「贈与時の雇用の8割」を下回った場合	C（※2、3） （一般措置はA）	C（※2）

- ※1 やむを得ない理由（8ページ参照）がある場合を除きます。
- 2 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。
  - 3 円滑化省令では、下回った理由等を記載した報告書\*を  
都道府県知事に提出し、確認を受けることとされています。  
なお、その報告書及び確認書の写しは、継続届出書に添付  
することとされています。
  - 4 雇用の平均は、（特例）経営贈与承継期間の末日に判定し  
ます。

「継続届出書」  
の提出

引き続きこの制度の適用を受けるためには「継続届出書」  
に一定の書類を添付して所轄の税務署へ提出する必要があります。

なお、「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されて  
いる贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。

納税が猶予されている贈与  
税の全部又は一部と利子税  
（10ページ参照）は、納税  
猶予期限の確定事由に該当す  
ることとなった日から2か月  
を経過する日までに納付する  
必要があります。

「免除対象贈与」とは、こ  
の制度の適用を受けている非  
上場株式等が後継者に贈与さ  
れ、その後継者が「非上場株  
式等」についての贈与税の納税  
猶予及び免除」（2ページ参  
照）の適用を受ける場合にお  
ける贈与をいいます。

「（特例）経営贈与承継期  
間」とは、この制度の適用に  
係る贈与税の申告期限の翌日  
から、次の①、②のいずれか  
早い日と後継者（受贈者）若  
しくは先代経営者等（贈与  
者）の死亡の日の前日のい  
ずれか早い日までの期間をい  
います。  
① 後継者（受贈者）の最初  
のこの制度の適用に係る贈  
与税の申告期限の翌日以後  
5年を経過する日  
② 後継者（受贈者）の最初  
の「非上場株式等」につい  
ての相続税の納税猶予及び免  
除」（6ページ参照）の適  
用に係る相続税の申告期限  
の翌日以後5年を経過する  
日

\* 認定経営革新等支援機関  
の意見が記載されているも  
のに限ります。

継続届出書については、  
（特例）経営贈与承継期間  
内は毎年、その期間の経過後  
は3年ごとに提出します。

円滑化法の認定を受けた会  
社も（特例）経営贈与承継期  
間内は毎年、都道府県知事  
に対し一定の書類を提出する  
必要があります。

贈与税の  
申告期限

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、  
受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要が  
あります。